



分科会 11 ジェネリック医薬品のさらなる推進

W-11-01 ジェネリック医薬品の使用促進に向けて

なかしま のぶまさ
中島 宣雅

厚生労働省医政局 経済課長補佐

ジェネリック医薬品の使用促進は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するという点で極めて重要であるが、同時に、日本発の革新的な医薬品の研究開発を推進するという、国を挙げて戦略的に取り組むべき政策の一部を担うという側面も有している。

そのため、厚生労働省は、関係者とも理解と協力をいただきつつ、現在、平成 24 年度までにジェネリック医薬品の数量ベースシェアを 30% 以上にすると政府目標に向けて、各種の取組みを行っている。

厚生労働省のジェネリック医薬品の使用促進として主な取組みとしては、

- 1) 平成 19 年 10 月に「後発医薬品の安全使用促進アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)を策定し、①安定供給等、②品質確保、③後発医薬品メーカーによる情報提供、④使用促進にかかる環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにするとともにアクションプログラムのフォローアップ
- 2) 病院や薬局等において、ジェネリック医薬品使用のインセンティブを与えるべく、先の平成 22 年度診療報酬改定において、医療保険制度上の施策を講じるなどの取組み
- 3) 平成 22 年度からジェネリック医薬品採用に積極的な医療機関の採用ノウハウを、地域の医療機関や薬局で供給するための普及啓発事業の実施など新たな取組み

などである。
この講演では、こうしたジェネリック医薬品の使用促進のための具体的な取組みと課題について述べることとした。